

会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）
信用保証料補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）要綱（新型コロナウイルス感染症対応資金）」（以下「県要綱」という。）に基づき融資を受ける者に対して、福島県信用保証協会に納付する信用保証料を補助することにより、その者の負担軽減を図り、経営の安定化を支援するため、予算の範囲内で会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この補助金に関しては、会津坂下町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年3月22日規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- （1） 県要綱に基づく融資の対象者で、町内に主たる事業所を有する者
- （2） 県要綱に基づく融資を利用し、信用保証料を納付した者
- （3） 第4条の規定による申請を行う時点において町税の滞納が無い者

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助対象者が納付した信用保証料の額の2分の1を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、県要綱に基づき融資を受けた日から令和3年2月28日までに、規則第4条第1項の規定により、補助金等交付申請書に下記の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1） 金銭消費貸借証書

- (2) 信用保証書
 - (3) 信用保証料計算書
 - (4) 融資取引計算書
 - (5) 口座番号確認できる通帳の写し
 - (6) 証書貸付返済予定表
 - (7) 入金確認できる通帳の写し
 - (8) 納税証明書
- (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったとき、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めるときは、規則第7条の規定により交付金決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 融資を受けた資金を早期完済し、信用保証料の返戻があったとき。
- (2) 申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要綱の規定及びその他補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。